第5章　計画の推進及び評価

1　計画の推進体制

（１）関係機関・団体との連携

障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「地域自立支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

（２）障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2　計画の進行管理及び評価

この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市地域自立支援協議会」で行い、

計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。

本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市地域自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。

障害福祉計画については、国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成 26 年度末の目標値の達成状況を点検及び評価し、計画の見直しを実施します。

また、障がいのある人のニーズや社会経済状況等の変化等を踏まえて、必要に応じ、計画を見直すこととします。